

ホテルアメニティの3R推進に関する連携協定

東京都（以下「甲」という。）と一般社団法人アメニティ・リサイクル協会（以下「乙」という。）は、ホテルアメニティの3R推進において協力し、プラスチックの持続可能な利用を図ることに関して、相互の連携を円滑にするため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、ホテルアメニティの3R推進において相互に協力しあうことで、プラスチックの持続可能な利用を図ることを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）使い捨てのプラスチック製ホテルアメニティの削減に関すること
- （2）プラスチック製ホテルアメニティの水平リサイクル推進に関すること
- （3）上記（1）（2）の普及啓発に関すること

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

ただし、有効期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から本協定の有効期間の延長をしない旨の文書による申入れがない場合には、本協定は同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（実績の報告）

第4条 乙は、使い捨てのプラスチック製ホテルアメニティの削減及びプラスチック製ホテルアメニティの水平リサイクルについて、毎年度、事業の進捗状況と実績を、翌年度の6月末までに甲に報告するものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定の解釈に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが各1通を保有する。

令和5年6月29日

甲 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
東京都

東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号新宿野村ビル32階
一般社団法人アメニティ・リサイクル協会

代表理事 大槻 務